

# 公式統計からみた年齢と犯罪の関係について

—老人犯罪の動向に焦点を当てて—

矯正協会附属中央研究所 藤野 京子

## 1 はじめに

老年学の分野では、解除理論（Disengagement Theory：社会における機能的役割から高齢者が解除される意味で、このことは、組織がスムーズに流れるので合理的であるということに加え、活動性が弱まった高齢者自身にとっても良いと主張する理論）に対する理論として、活動性理論（Activity Theory：人間は、社会的交互作用の中で、生活の意味を見出すのであって、それはいかなる年齢においても同じであると主張する理論）がある。この活動性理論では、老人犯罪を、高齢になり社会とのコミュニケーションが閉ざされがちになった境遇に対する反応である、と説明する。

働き盛りのころは、希望と期待に満ちており、地位の保全や昇進を意識して自己抑制しているが、定年を迎え、これまで享受してきた社会的地位と役割がなくなってしまったという無力感・投げやりの感情が、犯罪に至らしめることもあろう。また、退屈しのぎに犯罪をするかもしれない。退職して生活様式はすっかり変わるだろうが、特に仕事一途だった人にとっては、そうした新生活への準備も乏しく、それへの適応は非常に難しいと予想される。また、退職して社会における地位及び職業上の役割を失うことに加えて、金銭面でも定収入を得られず、生計維持のために犯罪をするようになるかもしれない。加えて、職場から引退するのみならず、伴侶や友人が

他界するなど孤独になっていくし、身体的衰えに伴い、住み慣れた住居からも去らなくてはならないなど、それまでの仲間とも別れるようになるといった寂しい状況の中で、一時的にせよ犯罪仲間と知り合うために、また世間から注目を浴びようとして、犯罪行為を選択するかもしれない。

日本では、最近老人犯罪についての話題が増えてきているが、こうした現象は何に基づくのだろうか。昨今、日本の老人人口の急増に伴い、老人に対する様々な対応を迫られているが、老人犯罪についても、その一環として話題性が高まっているのだろうか。それとも、上記活動性理論が説明するように、最近の社会は、老人にとって生活しづらくなってきており、その結果、老人人口の中で老人犯罪者の占める比率が増加するなど、犯罪現象における老人犯罪そのものが深刻化し始めているのだろうか。本論文では、こうした点を公式統計をもとに、明らかにしたい。

もちろん、刑事司法の公式統計に現れる数字は、公式に犯罪として扱われた結果を示したものであって、発生した犯罪現象をそっくりそのまま反映しているかに疑問が残らないわけではない。老人犯罪者の扱いについても、敬老の精神や義理・人情の浸透している日本では、穏便に計られる傾向があるかもしれない。また、老人の生活は、社会との接触が少ないので、犯罪が発覚する機会も少ないのかもしれない。一方、それとは逆に、社会全般で高齢者問題が深刻化する中で、老人犯罪

にも目が向き始め、手厳しい処置が行われ始めるようになってきているかもしれない。また、時代によって、実刑判決の意味合いに、保護的な機能の色合いの濃淡が異なることも考えられ、そうした動向が、老人犯罪に対する処分に影響を与えていることも考えられる。しかしながら、上記の問題があるとはいえ、刑事司法の流れの中で、老人犯罪の位置づけが変わっているかについて検討することは意義があると考えた。

## 2 目的

過去の公式統計のデータを基に、刑事司法システムの各段階において、老人犯罪の占める割合を分析し、老人犯罪の動向や特徴を解明することを目的とした。

## 3 方法

### (1) 分析データ

分析するにあたって用いた公式統計は、以下の4種であった。

- ① 男女別年齢層別検挙者数（警察庁から刊行されている犯罪統計書による）
- ② 男女別年齢層別受刑者数（法務省から刊行されている矯正統計年報による）
- ③ 男女別年齢層別再入受刑者数（同じく矯正統計年報による）
- ④ 男女別年齢層別人口（総理府で5年毎に行われている国勢調査による）

### (2) 手続

検挙者数は、刑事司法システムの流れの中で、比較的初期の段階に位置している。したがって、軽微な犯罪をも含む犯罪の様相を示す指標とみなすことにした。一方、新受刑者数は、そのシステムの中で重い処分を受けた犯罪者の数である。したがって、重大な犯罪現象を示す指標とみなすことにした。

以下では、まず、検挙者数、受刑者数、再入受刑者数について、年齢層別構成比を算出し、全犯罪者における各年齢層の犯罪者の比

率について検討する。つぎに、年齢層別に、検挙者数、受刑者数、再入受刑者数の人口比を算出し、年齢層別の犯罪発生率について検討を行う。加えて、刑事司法システムの各段階で、各年齢の扱いが変わっているかについてを検討するため、検挙者数の人口比、受刑者数の検挙者数比、再入受刑者数の受刑者数比を比較する。さらに、老人犯罪の主たるものは窃盗といわれている（e.g. マリンチャック, 1983）ので、年齢層別に、窃盗の様相も分析する。なお、上記の数値を年次比較することを通じて、時代によって、どのような変化をしているかを考察する。

なお、老化の個人差は非常に大きいため、どのような人を老人とみなすかについては困難が伴う。しかし、これまでの数量的データをもとにした老人研究においては、便宜的に特定年齢以上を老人とみなしているものが多い。既存の研究には、60歳以上を老人とみなしているもの、65歳以上を老人とみなしているものなど、さまざまであるが、今回は、犯罪統計書や矯正統計年報の年齢区分の関係から、60歳以上を老人とみなすことにした。

## 4 結果

### (1) 検挙者数及び受刑者数の年齢層別構成比の推移

表1は、刑法犯（注1）による男女別検挙者数について、昭和30年～平成2年まで5年おきに、年齢層別の構成比（注2）を示したものである。性別を問わず、全検挙者数中、60歳代以上の検挙者の占める比率は、他の年齢層に比べて少ないものの、その比率は、近年上昇する傾向にある。なお、男子については、いずれの年次でも20歳代の検挙者の比率がピークだったのに対して、女子については、昭和50年までは20歳代、昭和55年は30歳代、昭和60年と平成2年は40歳代がピークと、近年ピークの年齢層が上昇している。

表2は、刑法犯による受刑者数（刑務所新入所者数）についての年齢層別構成比を、表3は、刑法犯ないし特別法犯による受刑者数についての年齢層別構成比を示している。表2から、男女共に、刑法犯による受刑者中、60歳以上の刑法犯による受刑者の占める比率は、他の年齢層よりも少ないものの、その比率は近年上昇していることがわかる。なお、刑法犯による男子受刑者数については、昭和50年までは20歳代、昭和55年、60年は30歳代、平成2年は40歳代がピークだった。一方、刑法犯による女子受刑者数については、昭和40年までは20歳代、昭和45年、50年は30歳代、55年以降は40歳代がピークだった。性別を問わず、近年ピークの年齢層が上昇していることがわかる。なお、こうした傾向は、刑法犯・特別法犯の双方を含む受刑者の年齢層別構成比においてもうかがえた（表3を参照）。

表4は、同年次の再入受刑者数（刑法犯・特別法犯の双方を含む）についての年齢層別

構成比を示したものである（注3・4）。男女共に、60歳以上の比率は、他の年齢層に比べて少ないものの、男子では、昭和55年以降、女子では、40年以降、漸次その比率が上昇している。なお、男子については、昭和35年は20歳代、昭和40～60年までは30歳代、平成2年は40歳代がピークであり、女子については、昭和35年、40年は30歳代、昭和45年～平成2年までは40歳代がピークになっている。男女共、近年ピークの年齢層が上昇している。

すなわち、①概して60歳以上の犯罪者数は、他の年齢層に比べて低いこと、②ただし、年齢層別構成比において、全犯罪者のうち60歳以上の犯罪者の占める比率が増えてきていること、③近年、犯罪者数のピークの年齢層も上昇傾向にあること、④男子よりも女子の方が、ピークの年齢層が高い傾向にあること、⑤刑事司法システムの中で、終局段階（より厳しい処分）に近づくにつれ、ピークの年齢層が上昇していること、が明らかになった。

表1 刑法犯による男女別検挙者数についての年齢層別構成比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和30年	0.57	0.22	0.13	0.06	0.02	0.42	0.29	0.17	0.08	0.05
35年	0.60	0.24	0.10	0.05	0.02	0.43	0.29	0.16	0.08	0.05
40年	0.57	0.27	0.10	0.05	0.02	0.39	0.30	0.17	0.09	0.05
45年	0.56	0.26	0.11	0.04	0.02	0.40	0.27	0.18	0.10	0.06
50年	0.44	0.29	0.17	0.06	0.03	0.32	0.28	0.20	0.12	0.07
55年	0.36	0.31	0.21	0.08	0.04	0.23	0.29	0.22	0.16	0.10
60年	0.31	0.26	0.23	0.13	0.07	0.20	0.24	0.25	0.18	0.13
平成2年	0.37	0.21	0.23	0.13	0.07	0.24	0.18	0.24	0.19	0.16

注) 60歳代の欄には、60歳以上の人数が含まれている。

表2 刑法犯による受刑者数についての年齢層別構成比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和30年	0.58	0.26	0.11	0.04	0.01	0.46	0.31	0.16	0.06	0.01
35年	0.56	0.28	0.10	0.04	0.01	0.44	0.33	0.16	0.05	0.02
40年	0.53	0.31	0.11	0.04	0.01	0.35	0.31	0.23	0.10	0.02
45年	0.51	0.31	0.13	0.04	0.01	0.25	0.35	0.28	0.09	0.04
50年	0.40	0.35	0.18	0.06	0.02	0.22	0.31	0.29	0.14	0.04
55年	0.28	0.39	0.23	0.08	0.02	0.17	0.27	0.31	0.17	0.08
60年	0.24	0.34	0.26	0.12	0.03	0.12	0.27	0.33	0.21	0.06
平成2年	0.27	0.25	0.28	0.15	0.05	0.15	0.21	0.27	0.26	0.11

注) 表1の注を参照のこと。

注) 昭和30年の受刑者とは、懲役及び禁錮受刑者を示しており、昭和35年～平成2年までは、年間新たに入所した受刑者をいい、この中には死刑の執行を受けた者を含んでいる。

表3 刑法犯ないし特別法犯による受刑者数についての年齢層別構成比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和30年	0.57	0.27	0.12	0.04	0.01	0.39	0.34	0.19	0.07	0.01
35年	0.56	0.28	0.10	0.04	0.01	0.43	0.34	0.16	0.06	0.02
40年	0.52	0.31	0.11	0.04	0.01	0.31	0.33	0.23	0.10	0.02
45年	0.51	0.32	0.12	0.04	0.01	0.22	0.35	0.29	0.09	0.05
50年	0.39	0.36	0.18	0.05	0.01	0.20	0.32	0.29	0.15	0.03
55年	0.27	0.42	0.23	0.07	0.02	0.19	0.34	0.32	0.11	0.04
60年	0.25	0.36	0.26	0.11	0.02	0.21	0.29	0.32	0.15	0.03
平成2年	0.27	0.25	0.30	0.14	0.04	0.25	0.23	0.29	0.18	0.05

注) 表1と表2の注を参照のこと。

表4 再入受刑者数についての年齢層別構成比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和35年	0.44	0.36	0.13	0.05	0.02	0.33	0.39	0.20	0.07	0.02
40年	0.39	0.40	0.14	0.06	0.02	0.24	0.36	0.26	0.12	0.02
45年	0.34	0.41	0.18	0.06	0.02	0.16	0.33	0.35	0.10	0.06
50年	0.27	0.41	0.23	0.07	0.02	0.12	0.27	0.32	0.24	0.05
55年	0.16	0.44	0.29	0.09	0.02	0.10	0.27	0.37	0.19	0.07
60年	0.14	0.39	0.31	0.13	0.03	0.09	0.29	0.36	0.20	0.06
平成2年	0.15	0.26	0.35	0.18	0.05	0.13	0.20	0.34	0.25	0.09

注) 表1と表2の注を参照のこと。

## (2) 検挙者数や受刑者数の人口比の推移

前項で述べたように、全犯罪者における老人犯罪の比率が近年増加しているが、それは、単に日本の老人人口の増加によるものなのか。以下ではこの間に答えるため、犯罪発生率について分析する。

表5は刑法犯による検挙者数の人口比、表6は刑法犯による受刑者数の人口比、表7は刑法犯ないし特別法犯による受刑者数の人口比、表8は再入受刑者数の人口比を示している。男女共にはほぼ同様の傾向がみられるので、その傾向を列記してみると、①60歳代以上の犯罪者数に対する人口比は、近年上昇しているとはいえないこと、②ただし、他の年齢層においても、犯罪者数の人口比は、近年、減少傾向にあること、③年齢層別に時代による犯罪発生率の変動をみてみると、若年者に

比べて高齢者の方が、時代による変動が少ないこと、④各年次における60歳以上の検挙者数や受刑者数の人口比と、ピークの年齢層における検挙者数や受刑者数の人口比を比べてみると、近年、ピークの年齢層の発生率との差が減少していること、すなわち、他の年齢層における発生率と比較して、老人の犯罪発生率は相対的に増えていること、⑤女子よりも男子の方が、年齢による発生率の違いが大きいこと、⑥犯罪発生率のピークの年齢層については、近年高齢化の兆しがみられること、⑦人口比における検挙者数に比べて人口比における受刑者数のピークの方が、また、人口比における受刑者全般の数に比べて人口比における再入受刑者数のピークの年齢層の方が高くなっていること、がわかる。

表5 刑法犯による検挙者数の人口比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和30年	29.17	17.88	11.58	6.59	2.57	1.54	1.39	1.06	0.67	0.35
35年	28.26	14.02	8.54	4.58	1.84	1.38	1.09	0.80	0.52	0.27
40年	30.95	16.06	9.95	5.24	1.92	1.88	1.63	1.22	0.80	0.39
45年	13.02	7.22	4.14	2.40	1.15	1.47	1.21	0.95	0.70	0.36
50年	9.05	6.78	4.48	2.73	1.16	1.39	1.33	1.09	0.91	0.43
55年	7.72	5.63	4.57	2.53	1.23	1.18	1.23	1.15	1.00	0.52
60年	7.26	5.15	5.16	3.40	1.83	1.09	1.07	1.26	1.05	0.57
平成2年	4.92	2.74	2.62	1.84	0.82	0.73	0.57	0.62	0.60	0.32

注) 表1の注を参照のこと。

注) 数値は比を1,000倍したものである。

表6 刑法犯による受刑者数の人口比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和30年	34.14	23.94	11.92	5.45	1.54	0.43	0.38	0.25	0.12	0.03
35年	25.30	15.82	8.30	4.20	1.40	0.39	0.34	0.23	0.09	0.03
40年	17.83	11.54	6.41	3.01	0.93	0.25	0.25	0.24	0.13	0.02
45年	12.05	8.72	4.56	2.07	0.52	0.11	0.18	0.17	0.07	0.03
50年	8.35	8.25	4.90	2.47	0.57	0.09	0.14	0.15	0.10	0.02
55年	6.21	7.25	5.25	2.32	0.63	0.08	0.11	0.16	0.10	0.04
60年	5.80	6.68	5.83	3.18	0.78	0.09	0.15	0.21	0.15	0.03
平成2年	4.41	4.01	3.97	2.61	0.75	0.07	0.10	0.11	0.13	0.04

注) 表1と表2の注を参照のこと。

注) 数値は比を10,000倍したものである。

表7 刑法犯ないし特別法犯による受刑者数の人口比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和30年	36.81	26.85	13.45	6.14	1.65	0.73	0.83	0.59	0.28	0.05
35年	26.44	16.86	8.74	4.41	1.47	0.55	0.52	0.33	0.15	0.04
40年	19.53	12.83	6.94	3.26	0.98	0.35	0.41	0.38	0.21	0.04
45年	12.96	9.56	4.91	2.20	0.55	0.13	0.24	0.24	0.10	0.04
50年	10.07	10.47	5.89	2.72	0.61	0.11	0.19	0.19	0.14	0.02
55年	8.62	11.44	7.77	2.97	0.71	0.19	0.28	0.33	0.14	0.04
60年	9.12	10.96	9.22	4.39	0.89	0.36	0.41	0.49	0.27	0.04
平成2年	6.83	6.54	6.53	3.93	0.91	0.30	0.28	0.29	0.22	0.04

注) 表1と表2の注を参照のこと。

注) 数値は比を10,000倍したものである。

表8 再入受刑者数の人口比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和35年	12.83	12.97	6.65	3.39	1.22	0.20	0.27	0.18	0.08	0.02
40年	8.43	9.47	5.39	2.64	0.81	0.14	0.24	0.23	0.14	0.03
45年	4.65	6.55	3.68	1.75	0.47	0.05	0.13	0.17	0.06	0.03
50年	3.95	6.90	4.36	2.18	0.52	0.03	0.07	0.10	0.10	0.02
55年	3.12	7.18	5.67	2.31	0.60	0.03	0.08	0.13	0.08	0.02
60年	3.15	7.16	6.66	3.41	0.76	0.07	0.17	0.24	0.16	0.03
平成2年	2.45	4.28	4.91	3.11	0.78	0.07	0.12	0.17	0.15	0.04

注) 表1と表2の注を参照のこと。

注) 数値は比を10,000倍したものである。

## (3) 刑事司法システムの各段階における取り扱われ方

表5から明らかになったように、年齢層によって人口に対する検挙者率が異なることが明らかになったが、他の刑事司法システムの段階での比率はどのようであろうか。表9は、刑法犯による受刑者数の刑法犯による検挙者数比を、表10は、再入受刑者数の全受刑者数比を示したものである(注5)。

表9から、検挙者のうち受刑に至る人数の比率も年齢層によって異なることがわかる。男女共に、検挙者数の人口比同様、60歳以上の検挙者のうち、受刑までに至る比率は、他の年齢層に比べて低い。すなわち、高齢者は、検挙に至るまでの人が少ないのみならず、一旦検挙された場合であっても、他の年齢層程には受刑といった重い処分を受けにくい。なお男子のピークに関しては、検挙者数の人口比が20歳代だったのに対して、受刑者数の検挙者数比は30歳代(平成2年では、40歳代)である。女子の受刑者数の検挙者数比のピークについても、いずれの年次において

も、検挙者数の人口比のピークと同年代ないしそれよりも高齢となっている。すなわち、男女共に検挙者数の人口比のピークよりも受刑者数の検挙者数比のピークの方が、高齢に偏る傾向にある。なお、検挙者数の人口比のみならず、受刑者数の検挙者数比においても、男子より女子の方が少ない。

一方、表10からは、概して、女子よりも男子の方が、全受刑者中の再入受刑者の占める比率は高いものの、男女共、加齢につれ再入者の占める比率が高くなってきており、60歳以上においては、他の年齢層に比べて、おおむね受刑者中の再入率が高いこと、つまり、60歳以上の人は、検挙されたり、受刑されることが少ないのだが、その中で受刑に至る人は、受刑歴があるなど、かなり犯罪が進んでいることがわかる。なお、女子については、年次による変化が、どの年齢層でもほぼ同様であるが、男子については、年次による変化は、若年の方が大きく、60歳以上の比率については、ほとんど変化がないことがわかる。

表9 刑法犯による受刑者数の刑法犯による検挙者数比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和30年	11.70	13.39	10.29	8.27	6.00	2.77	2.72	2.34	1.83	0.78
35年	8.95	11.28	9.72	9.17	7.61	2.85	3.13	2.83	1.64	1.15
40年	5.76	7.19	6.44	5.75	4.83	1.32	1.53	1.99	1.68	0.49
45年	9.25	12.07	11.01	8.63	4.54	0.74	1.47	1.80	1.02	0.74
50年	9.22	12.17	10.95	9.02	4.92	0.64	1.04	1.37	1.08	0.44
55年	8.05	12.88	11.48	9.18	5.11	0.72	0.92	1.38	1.04	0.74
60年	7.99	12.98	11.31	9.37	4.25	0.79	1.42	1.63	1.45	0.59
平成2年	8.96	14.65	15.17	14.21	9.24	0.97	1.78	1.73	2.14	1.09

注) 表1と表2の注を参照のこと。

注) 数値は比を100倍したものである。

表10 再入受刑者数の受刑者数比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和35年	48.52	76.96	76.15	76.77	83.33	35.96	52.20	54.86	54.24	55.56
40年	43.17	73.82	77.58	80.81	82.39	40.79	58.26	60.62	67.37	61.90
45年	35.92	68.52	74.94	79.83	84.67	40.94	53.54	69.51	61.54	73.08
50年	39.21	65.87	74.01	80.00	85.03	26.67	40.00	51.33	73.08	76.47
55年	36.21	62.73	72.97	77.93	84.57	18.35	27.92	41.04	57.89	56.76
60年	34.57	65.34	72.18	77.61	84.88	18.86	42.36	48.48	57.49	71.11
平成2年	35.93	65.47	75.22	79.12	85.19	24.60	41.81	59.23	69.49	86.27

注) 表1と表2の注を参照のこと。

注) 数値は比を100倍したものである。

#### (4) 窃盗犯について

最後に、老人犯罪の主たるものと一般にいわれている窃盗犯について、昭和35年から5年おきの数字(注6)を分析する。表11は窃盗犯による検挙者数の人口比、表12は窃盗犯による検挙者数の刑法犯による検挙者数比、表13は窃盗犯による受刑者数の刑法犯による受刑者数比を示している。一般にいわれているとおり、男子については、窃盗犯による検挙者数の刑法犯による検挙者数に占める比率、窃盗犯による受刑者数の刑法犯による受刑者数に占める比率に関して、他の年齢に比べて、60歳以上は高いといえる。一

方女子についても、昭和50年以降、窃盗犯検挙者数の刑法犯検挙者数に占める比率、窃盗犯による受刑者数の刑法犯による受刑者数に占める比率に関して、他の年齢に比べて、60歳以上は高いといえる。ただし、男女共に、窃盗犯で検挙された人数の人口比は、どの年次でも、加齢につれ減少している。すなわち、犯罪者がどの種の犯罪を選択するかといったレベルでは、老人犯罪には窃盗が多いといえるが、その逆として、老人になると、窃盗の発生率が高くなるということとはできないことがわかる。

表11 窃盗犯による検挙者数の人口比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和35年	72.90	33.21	21.42	11.61	5.23	8.80	5.80	3.50	2.05	0.81
40年	47.13	21.96	14.43	8.86	4.91	11.82	10.07	7.46	4.87	2.31
45年	42.03	19.48	11.21	7.27	4.14	11.44	9.09	6.84	5.00	2.48
50年	35.39	22.66	17.14	12.11	6.21	11.32	10.73	8.76	7.46	3.52
55年	40.33	21.31	20.19	12.91	8.01	10.25	10.33	9.57	8.79	4.57
60年	40.49	22.33	24.55	19.47	12.36	8.97	8.52	9.72	9.00	5.17
平成2年	20.93	10.22	9.06	8.40	4.99	5.45	4.29	4.35	4.98	2.95

注) 表1の注を参照のこと。

注) 数値は比を10,000倍したものである。



表 12 窃盗犯による検挙者数の刑法犯による検挙者数比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和35年	25.79	23.68	25.07	25.35	28.39	63.65	53.11	43.80	39.55	30.29
40年	15.23	13.68	14.50	16.91	25.54	62.77	61.90	61.00	61.10	59.01
45年	32.28	26.96	27.07	30.31	35.93	78.07	75.38	72.18	71.11	69.88
50年	39.10	33.43	38.29	44.33	53.65	81.71	80.58	80.21	81.66	82.53
55年	52.27	37.83	44.14	51.04	65.23	86.47	84.08	83.42	88.24	88.69
60年	55.78	43.39	47.59	57.35	67.43	82.03	79.51	77.24	85.37	90.43
平成2年	42.58	37.31	34.56	45.76	61.14	74.70	75.74	70.48	82.89	90.86

注) 表1の注を参照のこと。

注) 数値は比を100倍したものである。

表 13 窃盗犯による受刑者数の刑法犯による受刑者数比

年次	男					女				
	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代
昭和35年	57.28	56.93	58.57	55.98	59.20	79.51	68.88	63.33	61.76	57.14
40年	44.97	46.85	49.20	53.44	55.20	76.15	68.37	57.64	63.93	90.00
45年	37.82	44.22	44.34	50.75	52.31	71.96	64.63	61.54	69.44	62.50
50年	39.40	42.25	46.41	52.51	59.57	62.50	57.38	61.54	66.67	78.57
55年	43.22	38.07	43.93	47.83	55.20	59.15	52.21	61.54	61.43	66.67
60年	44.31	40.10	40.39	48.11	52.49	44.12	52.00	51.40	47.41	80.00
平成2年	40.41	42.45	41.07	49.24	56.69	44.07	47.62	53.33	67.96	70.45

注) 表1と表2の注を参照のこと。

注) 数値は比を100倍したものである。

## 5 考察

本調査の結果から、近年特別に、人口比における老人の検挙率や受刑率が急増しているわけではないことが明らかになった。もちろん、わが国の高齢化は諸外国に比べものにならない程のスピードであったため、高齢者対策は不十分であり、年金の先細り、医療費の負担増、再就職の難しさ等、高齢者にとっての環境は、日増しに厳しさを増しているし、核家族化のおかげで、老夫婦のみの生活、ないし、老人の一人暮らしといった問題が出てきていることは自明である。しかし、現時点では、こうした環境が、高齢者を犯罪に至ら

しめるまでには至っていない。すなわち、老人の犯罪には、活動性理論が主張するような、若年のころの犯罪とは違った意味あいがあるかもしれないものの、近年、そうした不適応者が、特別増加しているわけではないといえよう。

アメリカでも、一時期、老人犯罪が増加しているのではないかと騒がれ(e.g. Feinberg, 1984)、様々な調査がなされたが、その結果、老人人口そのものの増加に比べて、老人犯罪者の増加が著しいわけではなく、特別、老人犯罪が深刻化しているわけではない(e.g. Steffensmeier, 1987)ことが明らかにされた。日本の実状も、現時点までは、アメリカ

同様であるといえよう。

それでは、なぜ、昨今老人犯罪が話題性を高めてきたかであるが、それは、全犯罪者の中で、老人犯罪者の占める比率が、相対的に増加してきているからと解釈できよう。老人人口が増加するにつれ、老人犯罪者の数が増えていることは当然ともいえようが、犯罪者を扱う側からすれば、犯罪者集団の中で相対的に老人の数が増えれば、その扱いを考えざるを得ず、それは自然の理といえよう。それにつけ加えて、他の年齢層で検挙率や受刑率が減少しているのに比べて、さほど老人のそれは減少しておらず、このことは、これまで他の年齢層に比べて、老人犯罪に対する対処に前向きでなかった証ともいえ、このことが話題性を高める一因となっているのかもしれない。

ただし、老人犯罪者の全犯罪者に占める比率の増加に加え、検挙者数、受刑者数、再入受刑者数、いずれにおいても、そのピークの年齢層が近年上昇してきている。すなわち、こうした現象も考え合わせてみると、日本人の平均寿命が延びたこともあって、同じ暦年齢であっても実質的には若いため、社会的活動期間が延長され、したがって犯罪者としての活動期間も長くなっていると解釈することも可能ではなからうか。このような犯罪者の定年延長説は、西村（1985）も主張しているところである。なお、日本人男子の平均寿命は、日本人女子のそれに比べて低い、男子犯罪者の中で60歳以上の犯罪者の占める比率が女子のそれに比べて低いこと、加えて、男子のピークよりも女子のピークの方が高齢である傾向も、この定年延長説を支持するものとしてあげられるのではなからうか。

ところで、刑事司法システムの中での、老人犯罪者の扱われ方には特徴があることが明らかになった。すなわち、検挙者数の人口比が少ないのみならず、一旦検挙された者の中でも、老人の場合には、受刑までに至る比率

が他の年齢に比べて少なかった。このことは、老人犯罪においては、微罪処分、起訴猶予処分が、他の年齢層に比べて多いことを示していることになる。しかしながら、その一方で、受刑者中の再入率をみてみると、老人の場合の再入率は極めて高かった。もちろん、老人の犯罪者とは、他の年齢層に比べて、軽微な犯罪者と犯罪進度が極端に深まっている犯罪者の2極に分離していると考えられないこともない。しかし、老人については、同じような犯罪をしても穏便な処置をされることが多く、すなわち受刑に至る老人とは、えり選られた犯罪者と解釈するのが素直ではなからうか。

法律上も、刑事訴訟法248条の起訴便宜主義の規定において、考慮すべき事情に犯人の年齢をあげている。量刑に関する研究でも、年齢は量刑に影響を及ぼすと指摘しているものが多く、こうした結果について、原田（1992）は、本人の改善可能性に焦点を当てると、高齢者の場合には、若年者に比べ、改善可能性が低いので、刑が重くなりがちであり、特にこのことは、常習者について見られる傾向であること、他面、非常習者であって、再犯のおそれが低い場合や、年を取りながら犯行を犯すに至った経緯にそれなりの同情すべき事情が認められる場合には、高齢者に対するヒューマニズムに基づく一般的な同情から刑が寛大になる、と考察している。本結果もこうした解釈を否定するものではない。

少なくとも、本調査の結果からは、老人受刑者の多くは、再入受刑者であり、生活手段を犯罪に求めるなど、犯罪から縁を切ることが難しい者であることがわかる。もちろん、人生をやり直すには余生が少なく希望が少ないこと、また、出獄しても、社会で引退している年齢なので、就職の可能性が極めて低く、かつ、引き受け先もままならないことが多いことなど、老人受刑者には、老人であるがゆえの特有な問題が多く存在している。したがっ

て、若年・壮年の受刑者とは異なった上記のような老人犯罪者の境遇を察しながら、それに適した処遇内容を工夫をすることは望ましい。しかし、その際、彼らの多くは、受刑歴を持ち、犯罪を続けてきた人間であるといった点を忘れてはならない。つまり、余生においても再び犯罪を起こす危険性が低いとは楽観できない人々なのであり、単に余生の少ない力の衰えた老人であると軽視してしまっただけではいけないのである。老人受刑者を考えるに当たっては、単に老人問題としてとらえるにとどまらず、再犯者に対する施策としても考えることが必要といえよう。

ところで、一般に、性別・居住国を問わず、人間は10歳代から20歳代にかけて犯罪を起こし易く、以降加齢と共に、犯罪を起こさなくなっていく(e.g. Steffensmeier *et. al.*, 1989)とされている。実際、日本の犯罪現象を示す本調査結果においても、年齢によって、検挙者数の人口比などは変化し、老人においては、犯罪が起りにくいことが明らかにされた。老人の犯罪発生率が減少することの説明として、例えばSteffensmeier (1987)は、身体的な強さや活力や心理的な動機が減少すること、もっと体力のある人に監視されるなど犯罪を犯す機会が少なくなること、体力の衰えがますます将来ひどくなると感知し、制裁されたり刑務所に入れられることに対する恐れが増大すること、若いころよりも物欲が減少すること、をあげている。

しかし一方において、諸外国では、若年時に比べて、中高年の犯罪者数が急速に減少するのに対して、日本では、若年に比べて、中高年の犯罪者数の減少の程度が少ないことも明らかになった。この点については、どのように解釈すべきであろうか。こうした国の差は、上記のSteffensmeier (1987)の説明では不十分といえよう。現時点では、この点に関して考察するととどまるが、最後にこの点に触れ、本論文を終えたい。

Rowe & Tittle (1977)は、高齢者の犯罪発生率の少なさについて、高齢になるにつれ犯罪をするのに必要な身体的活力や能力が衰退することに加え、人間は成長するにつれて社会に統合される程度が増えること、人生経験を積むにつれて道徳的基準を守ることについての強化が繰り返され、一方、制裁されることへの恐れも強まることをあげている。年功序列などの制度にも表れているように、目上の人を尊重するといった風土が日本には根付いているといわれている常識には反するが、諸外国に比べて、日本の若年犯罪者に対する老人犯罪者の比率が高いことは、日本社会が、中高年齢層の人々にとって、それ程住みよい社会となっていないことの証なのであろうか。また、齢を重ねても、犯罪に対する学習がなされない文化なのであろうか。

それとも、そういった一般的な風土に帰するのではなく、もっと犯罪者処遇に限定された問題なのだろうか。例えば、Braithwaite (1989)の理論では、一般社会から犯罪者とレッテルを貼られ排斥させてしまうと、犯罪者同士は、互いに逸脱文化を形成し、その文化に安住するとしているが、犯罪発生率が低い日本では、犯罪者が少ない分、一旦犯罪者とのレッテルを貼られると、一般の社会から排斥される程度が強く、その結果、一旦犯罪をすると、齢を重ねても犯罪から離れにくくなるのかもしれない。

## 注

(注1) 特別法犯については、男女別かつ年齢層別人数が不明であるため、刑法犯のみを扱うことにした。なお、昭和25年は年齢区分が異なるため、昭和30年以降にした。

(注2) 10歳代の犯罪者については、受刑に至る場合もあるが、少年院などに送致されることも多い。そこで、ここでの構成比は、20歳以上の人を母数とした。

(注3) 初入・再入については、刑法犯・特別法犯こみのものしかないので、こみのもののみを計上し

た。なお、昭和30年以前はそのような分類がないため、昭和35年以降にした。

(注4) 女子の60歳以上の再入者数の実数は小さいため、その信頼性に欠ける可能性があると考えられる。

(注5) 注1に示したように、検挙者に関しては、特別法犯の男女別のデータがなく、また、注4に示したように、受刑者の初入・再入の内訳に関しては、特別法犯と刑法犯をこみにしたデータしかなかったため、やむを得ずこのような比較を行った。

(注6) 罪種別の統計については、男女別かつ年齢層別の統計が昭和30年以前にはなかったため、昭和35年以降にした。

### 引用文献

- Braithwaite, J. 1989 *Crime, shame and reintegration*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Feinberg, G. 1984 *White haired offenders: An emergent social problem*. In W. Wilbanks, & P. K. H. Kim (Eds.), *Elderly criminals*. New York: University Press of America.
- 原田國男 1992 *犯罪白書を読んで 法律のひろば*, 45 (1), 15-16.
- マリンチャック 辻本義男, 西村春夫 (訳) 1983 *老人と犯罪* 成文堂
- 西村春夫 1985 *高齢者が被害にあう時, 犯罪に出る時: 犯罪に対する生活運行的アプローチ序説* The Japanese Council on Crime and Delinquency, 33, 2-11.
- Rome, A. R., & Tittle, C. R. 1977 *Life cycle changes and criminal propensity*. The Sociological Quarterly, 18, 223-236.
- Steffensmeier, D. J. 1987 *The invention of "New" senior citizen criminal: An analysis of crime trends of elderly males and elderly females, 1964-1984*. Research on Aging, 9 (2), 281-311.
- Steffensmeier, D. J., Allan E. A., Harer, M. D., & Streifel, C. 1989 *Age and the distribution of crime*. American Journal of Sociology, 94 (4), 803-831.